

第 1 2 回合志市地域公共交通協議会 次第

平成 2 2 年 7 月 6 日（火）9 : 30～
合志市役所 合志庁舎 2 階大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

（今回配布の会議資料の確認）

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料 1、2、3、4、5

3 議題

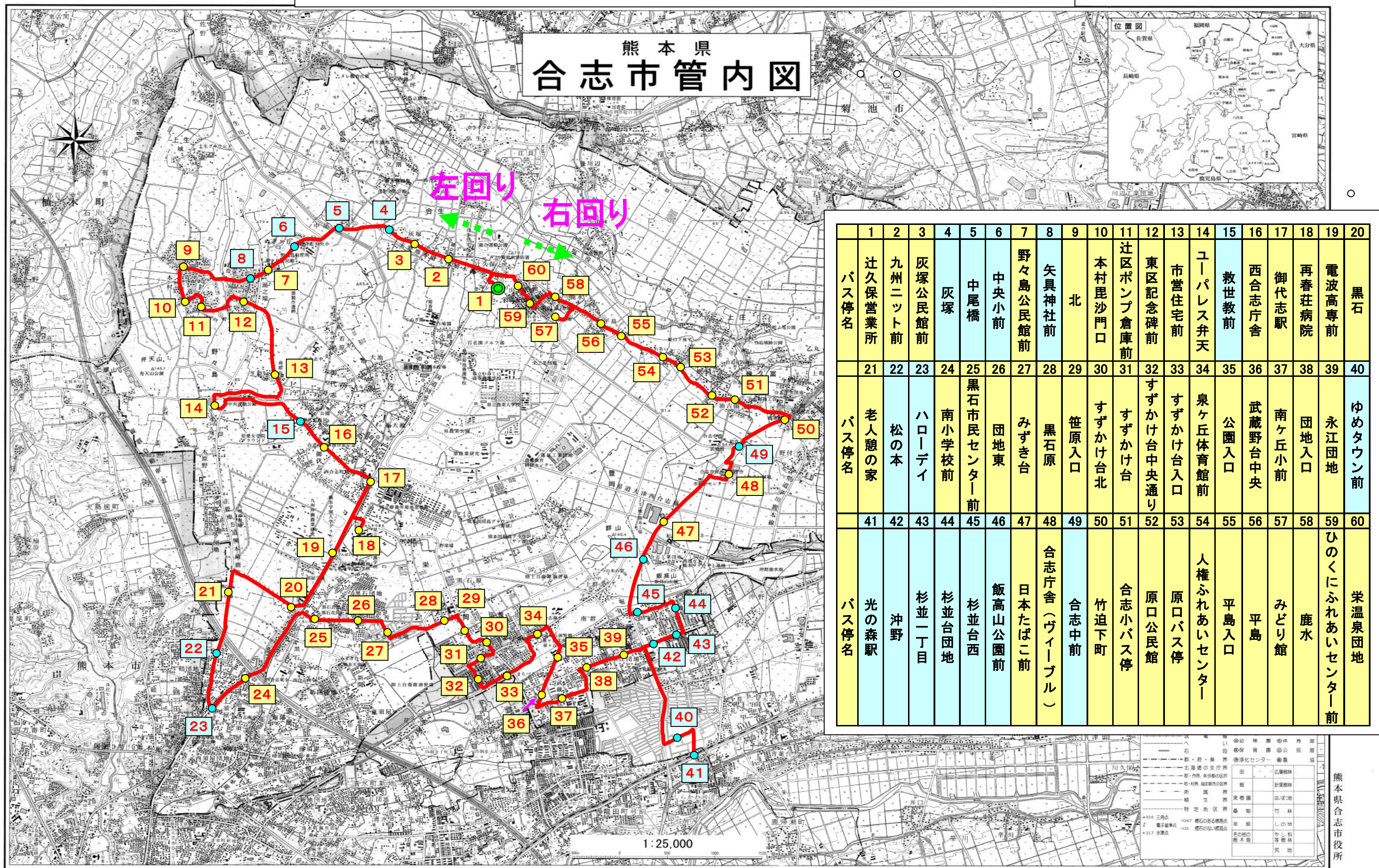
- （1）平成 2 2 年 1 0 月から実験を行うコミュニティバス運行ルートの承認について・・・資料 1
- （2）平成 2 2 年 1 0 月から実験を行う乗り合いタクシー運行ルートの承認について・・・資料 2
- （3）「湯ったり乗ったり弁天カード制度導入事業」について・・・資料 3
- （4）コミュニティバス購入について・・・資料 4
- （5）熊本県が実施する小児運賃無料化社会実験について・・・資料 5
- （6）その他

第 1 3 回協議会開催日について

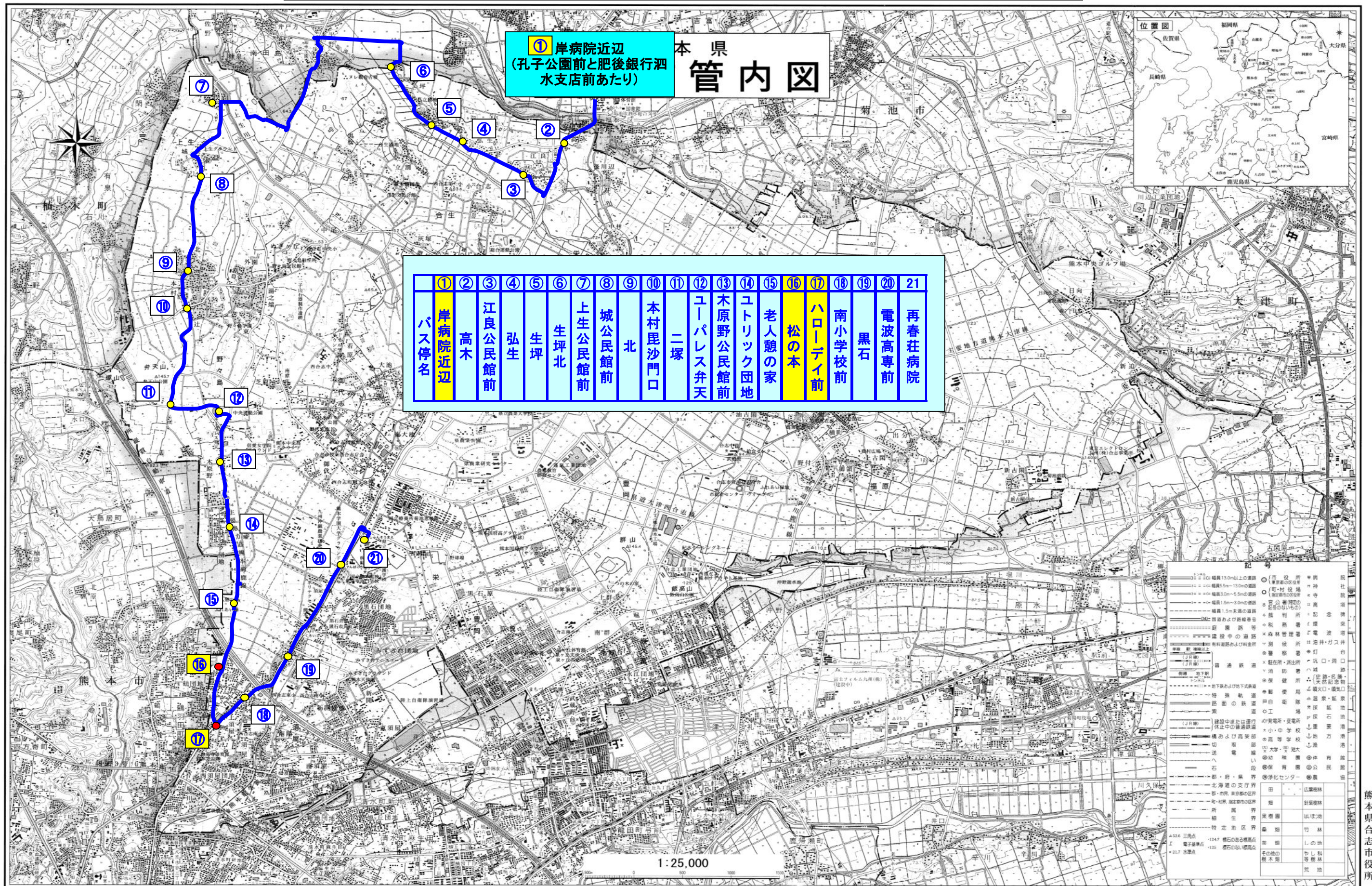
・・・平成 2 2 年 月 日 時 分

4 閉会

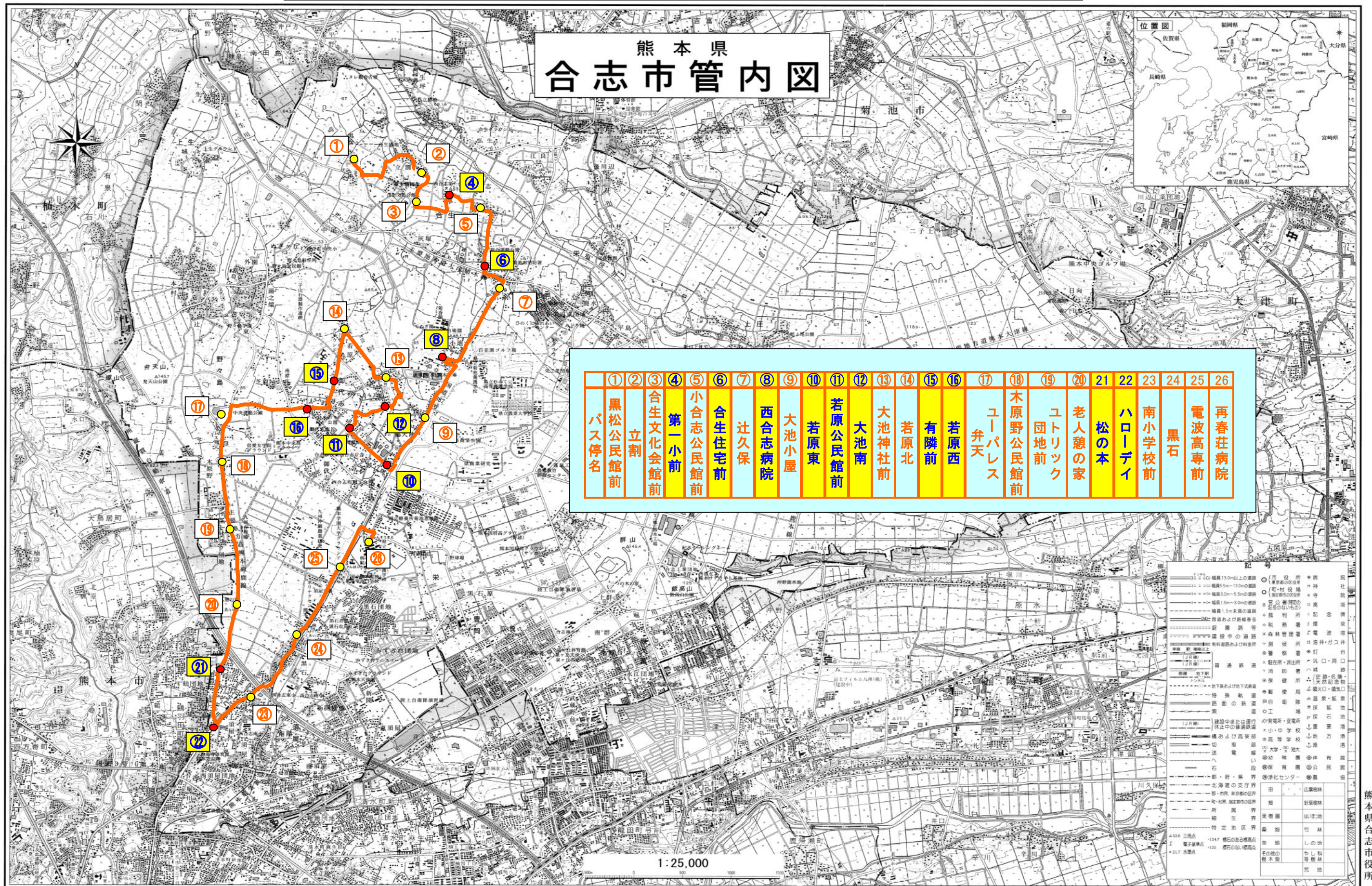
コミュニティバス(環状系)ルート案



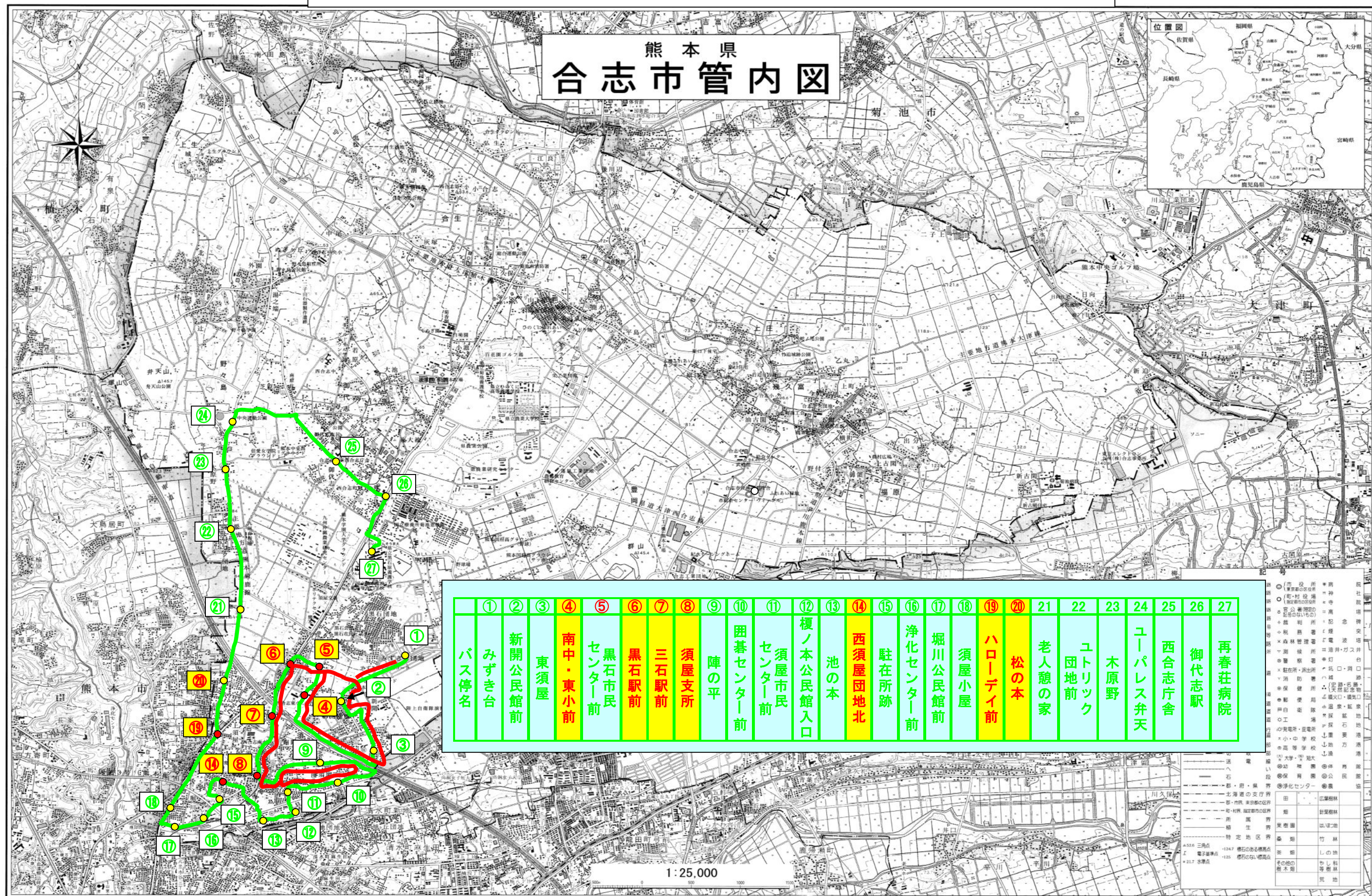
コミュニティバス(循環系Aコース)ルート案



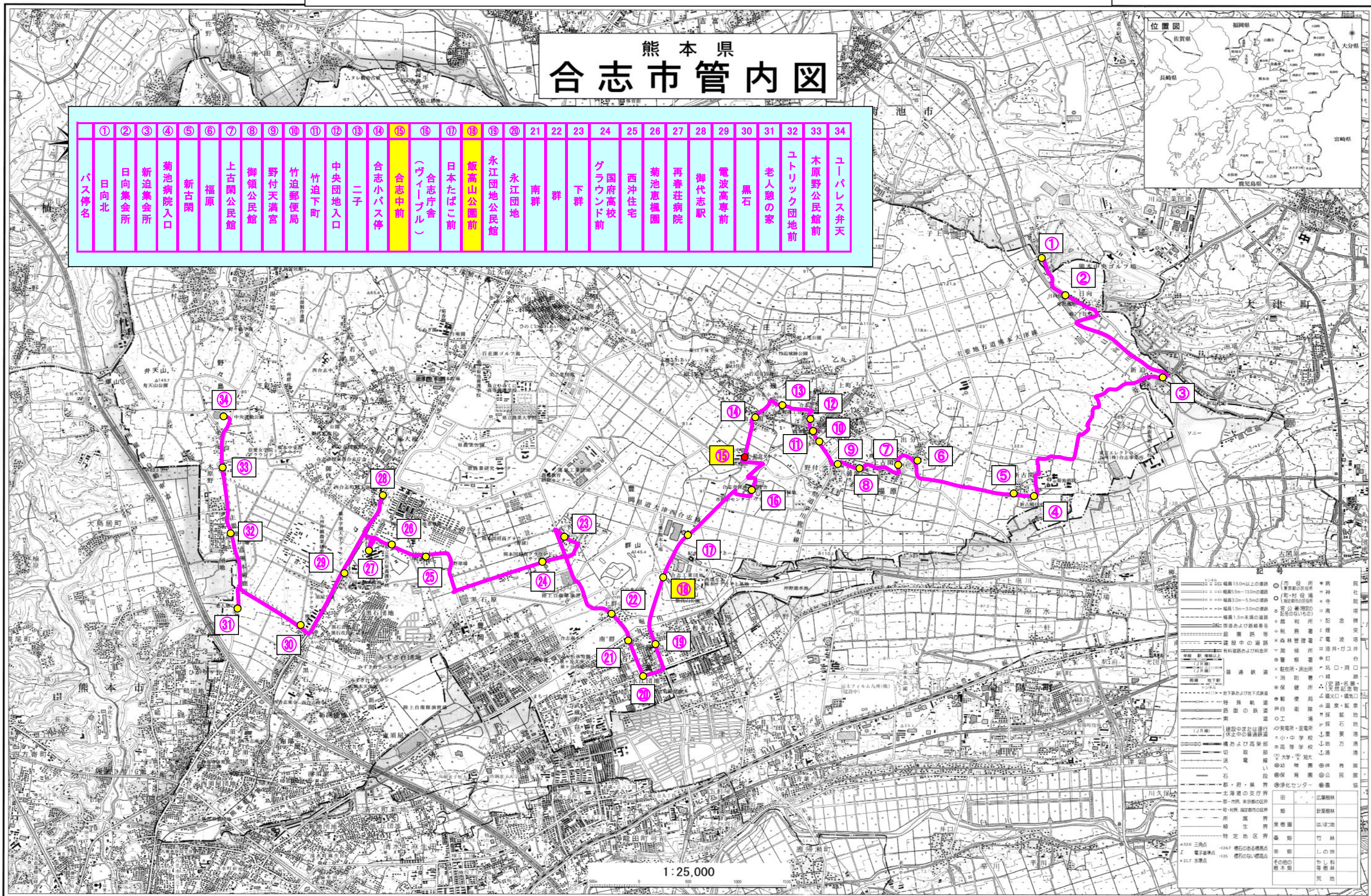
コミュニティバス(循環系Bコース)ルート案



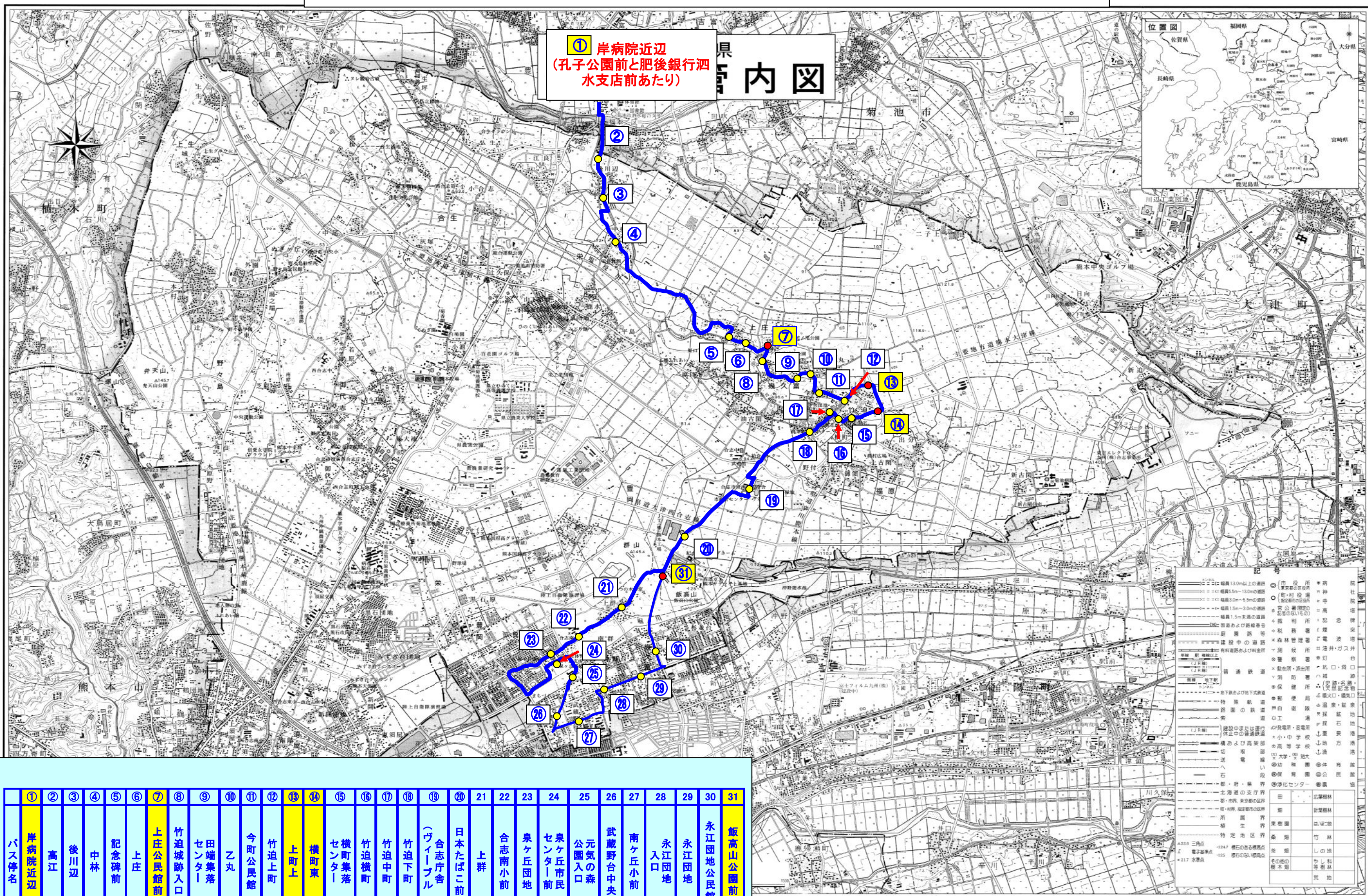
コミュニティバス(循環系Cコース)ルート案



コミュニティバス(循環系Dコース)ルート案



コミュニティバス(循環系Eコース)ルート案



乗り合いタクシー運行ルートについて

前回の協議会や6月9日に行った検討会の結果を受け、6月22日にタクシー事業者である協議会委員による運行計画の検討を行った。

その結果、乗り合いタクシーについては、以下の3地区において実証運行を計画し、その目的地については、本協議会で協議をした上で設定することとした。

(1) 東須屋・新開・須屋・南陽・南須屋・西須屋団地・榎ノ本・県営住宅・堀川地区

将来の公共交通体系のモデルとして環状系バスへの乗り換えを目的とする実験として、上記地区において環状系バス結節点までの運行を実施する。

昨年度の方式と異なり、利用者は自宅前から乗車することができ、環状系バス結節点（みずき台バス停、ハローデイバス停）との間を運行する。

ただし、自由な時間に利用できるのではなく、決められた運行時間帯に予約して乗るのは、昨年と同様である。運行時間帯は、午前2往復、午後2往復とする（詳細な時間は、環状系バスの時刻と連動させて決定する）。

(2) 城・上生・北・本村・辻・東・湯々端・外園・くぬぎヶ丘団地地区

買い物、通院の生活圏である植木町方面に運行する。

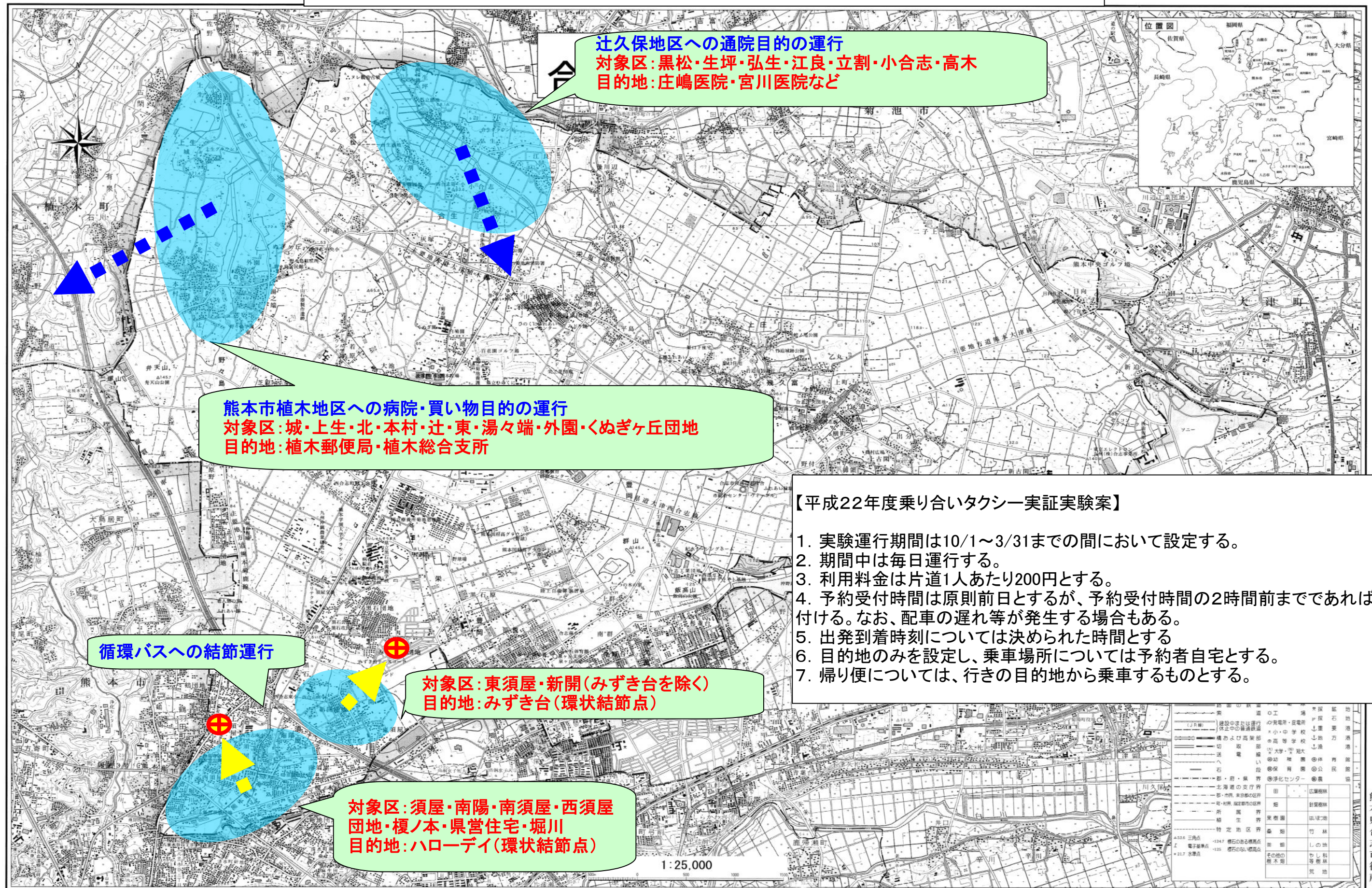
昨年同様のコース、運行時間帯とするが、乗車は自宅前から可能とする。

(3) 黒松・生坪・弘生・江良・立割・小合志・高木地区

上記地区においては、昨年の実験において目的地を御代志駅と孔子公園とし、電鉄への乗り換え、環状バスへの乗り換え需要を検証したが利用は少なかった。

本年度は、地区の多くの人たちが利用していると見込まれる辻久保及び栄方面の医療施設への通院を支援する目的で、利用がどの程度発生するかをモデル的に検証する意味で実証運行を行なう。

乗り合いタクシー運行ルート案



【平成22年度乗り合いタクシー実証実験案】

1. 実験運行期間は10/1～3/31までの間において設定する。
2. 期間中は毎日運行する。
3. 利用料金は片道1人あたり200円とする。
4. 予約受付時間は原則前日とするが、予約受付時間の2時間前までであれば受付ける。なお、配車の遅れ等が発生する場合もある。
5. 出発到着時刻については決められた時間とする
6. 目的地のみを設定し、乗車場所については予約者自宅とする。
7. 帰り便については、行きの目的地から乗車するものとする。

「湯ったり乗ったり弁天カード制度導入事業」について

【事業目的】

温泉割引サービスとタイアップしたバス定期券を発行することにより、①公共バスの利用促進、②高齢者の交通事故防止、③温泉活用による心身の健康、④医療費の削減等につながることを目的とし、更なる市民サービスの向上を目指す。

【事業内容及び市の方針案】

市内コミュニティバスに限定したバス定期券（湯ったり乗ったり弁天カード）を発行。

定期券額面は 3 ヶ月 4,800 円：ユーパレス弁天温泉 100 円/回での入浴券を兼ねる。

対象者：市内在住の 65 歳以上の市民及び障がい者手帳所持者

実施時期：平成 22 年 10 月から試行導入（コミュニティバス再編計画に併せて実施）

〔利用者への定期券申請受付窓口等について〕

あくまでもバス定期券の発行であるため、熊本電鉄バス辻久保営業所での手続きを基本とするが、対象者が高齢者であること及び温泉割引サービスであることを踏まえ、月に数日、ユーパレス弁天内において電鉄からの出張販売を市職員と共に開設することとする。

また、本制度の趣旨に鑑み、温泉のみの利用者防止及び公共交通利用促進を図るため、バス利用者に限り降車時に温泉割引券を配布することとする。

なお、市民への広報については、9 月初旬の広報誌へ掲載、さらにホームページ等での周知徹底を行う。

【歳出予算要求額】

$300 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 人/月} \times 6 \text{ ヶ月} = 2,880,000 \text{ 円}$

〔ユーパレス弁天（指定管理者：株にしごうし）への価格補てん〕

節：負担金、補助及び交付金

@300 円・・・通常の温泉入浴料 400 円－100 円

@1,600 人・・・①市内在住 65 歳以上の人口約 11,000 人（市内人口の約 2 割）

②温泉利用者月平均 20,000 人

③20,000 人のうち約 4 割が合志市内在住者 8,000 人

④8,000 人は子供から大人全ての割合であることから 65 歳以上の割合である 2 割程度とする 1,600 人

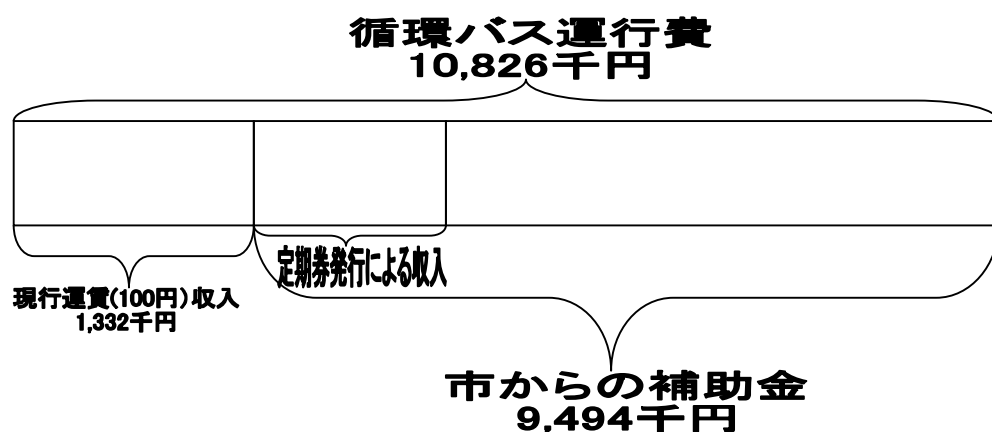
⑤1,600 人/28 日間（営業日）＝57 人/日

※ @1ヶ月のバス定期券代 1,600 円の積算根拠
[@200 円(往復)/日×2 回/週×4 週]

【歳入予算関係】

- 現行バス運行委託は年間契約額から運賃収入を差し引いた額を年度末に支払うこととしている。今回の制度導入に伴う定期券発行収入についても、その年間契約額の中での相殺で取り扱う。

【参考：平成 21 年度】



また、上記とは別にユーパレス弁天（指定管理者：㈱にしごうし）の利用客増に伴う増収分については、次のとおり見込む。

- ・物産館、レストラン、売店及び自販機等での売上増単価を 1,000 円と仮定。
- ・1,600 人/月の利用者のうち約 3 割が利用者増となれば、収支均衡が図れる。
 $1,000 \text{ 円} \times 480 \text{ 人} \times 6 \text{ ヶ月} = 2,880,000 \text{ 円}$

ただし、歳出予算要求額については仮定推計による積算であることから、実績見合いで今後補正対応する必要がある。

議案第 3 1 号に対する付帯決議

平成 2 2 年 6 月 1 5、1 6 日に開催した総務常任委員会において、「湯ったり乗ったり 弁天カード制度導入事業」に関し協議をかさねました。そのなかで、制度の公平性、整合性等に関する意見があり協議の結果、本事業予算は下記事項の適切な対応がなされるまで執行を凍結すべきと決定しました。

記

- (1) 市所在の公営温泉施設との利用料の公平さを図ること。

決議の要旨：みどり館 200 円、老人憩の家 150 円の利用料金に対して、弁天カード利用者によるユーパレス弁天入浴料が 100 円になるのは不公平感があるという意味。	
対	応：弁天カード利用者によるユーパレス弁天入浴料を 200 円とする案を関係各課と検討する。

- (2) コミュニティバスの運行において地域格差の解消に努めること。

決議の要旨：バスの運行日数や便数など利便性の地域格差は、ユーパレス弁天利用頻度に直結するので配慮しなさいという意味。	
対	応：現在の循環バス網を再編したコミュニティバスを 10 月から運行するにあたり、便数や路線決定においてできるだけ地域格差が生じないダイヤ編成を行う。

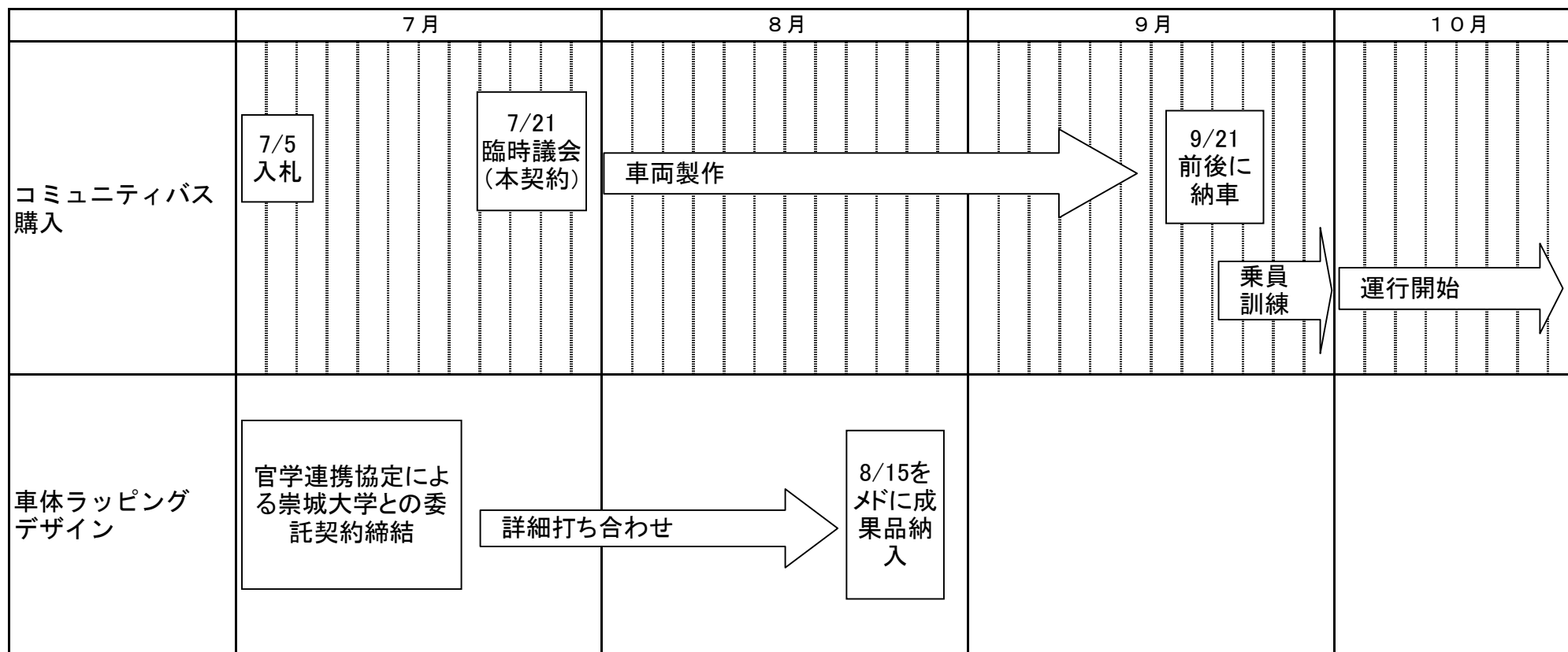
- (3) 6 5 歳以上の市民、及び障がい者手帳所持者の全市的公平性を確保すること。

決議の要旨：制度を知らない市民がいないようにという意味。	
対	応：周知に当たっては、広報・HP はもとよりきめ細やかな情報発信を心がける。

平成 2 2 年 6 月 1 6 日

合志市議会総務常任委員長 辻 敏輝

コミュニティバス購入事業スケジュール



市長	副市長	部長	課長・審議員	課長補佐	班長	担当	班員
/	/	/	(田)	(田)	(田)	(田)	(田)
決裁区分	甲	乙	丙	丁	処理期限	月	
分類番号	3	1	0	0	保存年限	11. 10. 15. 3. 1	
情報公開	☐ 全開示 ☐ 部分開示 ☐ 非開示		部分・非開示の理由(条第6条) 1 法令秘 2 個人情報 3 法人情報 4 犯罪等 5 協力関係 6 意思形成過程 7 事務執行関係 8 条係				

資料5

熊本市 第380号

平成22年6月18日

各市町村地方バス担当課長 様

熊本県企画振興部交通対策総室長

「小児運賃無料化社会実験」(公共交通利用促進施策)について(通知)

日頃より、本県の交通行政に対し、御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

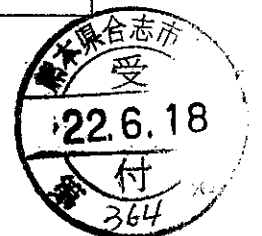
さて、人口減少、超高齢化が進展する中、地域住民の移動性確保の観点から、公共交通機関は重要な役割を担う一方で、利用者は減少の一途をたどっています。

このような背景から、本県においては、公共交通機関の利用者の減少に歯止めを掛け、新規利用者の増加を図るための利用促進施策の検討を進めてきたところですが、本年度、利用促進における新しい取組みとして、別紙のとおり「小児運賃無料化社会実験」の実施について、各バス事業者と調整を進めているところです。

実施期間等、事業の詳細につきましては、改めて各市町村にご連絡いたしますが、各市町村におかれましては、この社会実験の趣旨に御理解をいただき、事業の実施に際しては是非、御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、6月29日(火)に開催予定の熊本県バス対策協議会におきまして、当該事業の概要を各バス対策ブロック協議会会長に対して、説明させていただくこととしておりますので、申し添えます。

熊本県企画振興部交通対策総室
 都市圏・地域交通班 内田、宮崎
 TEL: 096-333-2164 (ダイヤルイン)
 FAX: 096-385-4815
 E-mail: miyazaki-h@pref.kumamoto.lg.jp



1 社会実験実施内容

「公共交通機関利用促進キャンペーン」の期間中（9月中旬～10月中旬の約1ヶ月間）の土日祝、熊本県下全域のバス及び市電（以下「バス等」とする。）において大人（中学生以上）に同伴して同一区間を乗降する小学生以下の子どもについて、大人1名につき小児（小学生以下）3名まで運賃を無料とする。

事業実施に係る広告宣伝費は県が負担する。

2 社会実験の目的

小児運賃を期間限定で無料とすることで、子ども連れの家族の自家用車の利用抑制の動機づけを図るとともに、今までバス等に乗ったことのない子どもや利用の仕方を知らない子どもに対してバス等に乗る契機を作り、新たな需要を創出し、将来にわたってバス等を利用してもらうことを目的とする。

3 対象事業者

熊本市交通局、九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、
熊本電気鉄道株式会社、熊本バス株式会社、熊本都市バス株式会社

4 その他

今回の社会実験に伴い、無料化した小児運賃分が運行コストに跳ね返ることとなるが、無料化の対象は大人（有料）が引率する小児に限られること、また同様の実験を経て本格運行に至っている他県の事例からして、実験による新規需要の獲得が期待できることから、現行以上に大幅な運行赤字が拡大する可能性は小さいと判断される。